

平成 2 8 年度

第 4 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成28年7月22日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場大会議に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (11名)

1 番委員：加曾利益弘	2 番委員：佐川順一郎
3 番委員：齋藤豊彦	4 番委員：君塚作治
5 番委員：磯野幸作	6 番委員：藤平重男
7 番委員：押元康郎	8 番委員：猿田義久
9 番委員：浅野幸男	10 番委員：山岸 潔
11 番委員：岩瀬貞夫	

<欠席委員> (0名)

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 1 時 4 6 分）

局長（吉野）

皆さま、本日はお忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。只今より平成 28 年度第 4 回大多喜町農業委員会を開会いたします。

本日は 11 名の出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（岩瀬会長）

本日は大変お忙しい中、平成 28 年度第 4 回総会に全員の出席を頂きまして有難うございます。只今より総会を開始いたします。本日は、議件 2 件と報告事項 2 件を予定しておりますので、宜しくご審議をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。まず最初に議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条の第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は 3 番委員の齋藤委員さんと 4 番委員の君塚委員さんをお願いいたします。

それでは、早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、3 頁をお開きください。議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 28 年 7 月 22 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 今回の案件につきましては、3 件ありますので、先に説明をさせて頂いた後に、1 件ずつ審議をお願いいたします。それでは、番号 4 所在・地番 久保地先 地目 畑 地積 287 m² 農地種別 2 種 農用地区域 外 権利者 大多喜町在住 義務者 大多喜町在籍 株式会社 事由 建築材料の卸売業を営んでおり、社員及び家族の駐車場を確保するため、申請地を借用したい。賃貸借権設定での申請です。番号 5 所在・地番 紙敷地先 地目 田 地積 590 m² 農地種別 2 種 農用地区域 外 権利者 東京都中央区在住 義務者 大多喜町在住 事由 自然豊かな土地で、家族 6 人で住

むため、申請地を借り専用住宅を建築したい。賃貸借権設定での申請です。番号6 所在・地番 弓木地先 地目 田 地積 9 5 8 m²の内 7 5 1 m² 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 市原市在籍 株式会社 義務者 御宿町在籍 有限会社 事由 権利者は、市原市でユリ園を開園している。本町でも申請地を借り、ユリ及びニンニクを栽培するため、耕作しやすいように盛土したい。農地造成の申請です。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号4については8番委員の猿田委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

猿田委員（8番）

はい。それでは報告させていただきます。調査日につきましては、7月12日（火）午前2時30分より行いました。立会者は安達行政書士及び事務局2名です。現地につきましては、配布されています案内図を参照願います。申請地は役場第3庁舎の東側になり、南側にはダンプ駐車場がありますが、申請地はダンプの駐車場と同じ高さに埋め立てがされており、隣接する農地も無く、排水も問題ないと思われます。駐車場にした場合、乗用車8台分の駐車スペースの確保を予定しているとのことです。以上簡単ですが、私が見た限り特に問題が無いように見えたと思いますがご審議をお願いいたします。以上です。

議長(岩瀬会長)

ご苦労さまでした。猿田委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

事務局にお尋ねします。この案件は、2～3年前に埋め立てた箇所延長になるのか。

事務局（寺井）

この申請地は、平成26年に一時転用の申請が出ている場所です。その後、工事完了の報告が上がっていない状況ですが、今回の申請に併せて前回の申請者から完了報告を提出していただけるよう、お願いしてあります。

齋藤委員（3番）

それは同じ場所ですか。

事務局（寺井）

同じ場所です。

事務局（秋山）

26年に埋め立てをした場所を借りる申請が今回の案件です。

齋藤委員（3番）

私は、知らないのですが、前回の申請地の残地があったのかと思います。

事務局（秋山）

現地はかまわないで、埋め立てが終了した土地を今回、駐車場として借りるための5条申請です。26年の時点では、農地造成で一時転用の申請となっているためです。

齋藤委員（3番）

それでは、添付されている写真は、造成が終わりしっかりと土が固まっている状態なのか。猿田委員さんいかがですか。

猿田委員（8番）

はい。そうです。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方。他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号4についてご異議ありませんか。

押元委員（7番）

添付書類の中に、対象の地番の公図の他にも公図が添付されているがこれはなにか。

事務局（寺井）

こちらの資料については、申請書に添付をされた図面をコピーしたもので、直接申請地が乗っている訳ではありませんが、周辺の状況を把握していただく資料として、関係資料として配布させて頂きました。

押元委員（7番）

分かりました。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方。他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号4についてご異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

それでは、番号4については異議ないものと認めます。

続きまして番号5番及び6番については、4番員の君塚委員さんが担当となっておりますので、報告をお願いいたします。

君塚委員（4番）

はい。5番の案件から、報告させていただきます。申請地は、西小学校から紙敷に入る町道と、町道中野大多喜線が交差するT字路の左の土地になります。この土地は地目が田になっていますが、現場を確認したところ、数年前までは耕作していたような形跡は見られましたが、今は、耕作はしていないものの綺麗に草刈りをしてある状態でした。この土地を借りて家を建てる方は、家族6人で子供が4人いて、東京の住まいが非常に狭くて子供を育てるのに、のびのびとした自然豊かな土地で育てたいと、土地を探していたらこの土地が条件に合い、この土地に決めたとのことです。排水につきましては、浄化槽から直ぐ脇の川に流すとのことです。現況を確認したところ、周囲に耕作している土地も無いため、問題は無いと思われます。そこに住む方は、木工大工とのことで、大多喜で自営で営むとのことです。5番の申請地につきましては以上です。

続いて6番の案件ですが、県道勝浦上野大多喜線の弓木地区の奥、花生カントリークラブの入口の手前300m位手前の右側にある道路を上がってかなり奥の方に600m位入ったところに申請地があります。山林と山林の谷間にあり、現地を調査したところ、既にこの田んぼの原型が無くて埋め立てが完了している状態でありました。その田んぼの以前の状態は分かりませんが、南側に向かって斜めに傾斜しており、詳しい経緯は分かりませんが、千葉県の事業でこの土地の埋め立てがされたとのことで、今の状況になっているとのことです。この土地に権利者が再生土をここに埋め立てをして、畑にしたいとの考えだそうです。その再生土は検査に通った綺麗な土であるとのことです。

その土での埋め立ては可能であると聞いています。埋め立て後はユリとニンニクを植えて栽培をしたいとのことです。現地調査時に代理人の大富事務所さんに立ち会っていただきました。埋め立てをした場合、山林の一部も一緒に埋め立てることとなるとのことです。以上です。

議長(岩瀬会長)

ご苦労さまでした。君塚委員さんからの現地確認報告をいただきました。順番に5番の方から審議をお願いします。質問のある方はお願いします。

加曽利委員(1番)

家族6人とあるが、権利者は若い方なのか。

君塚委員(4番)

権利者は、30代後半と思える、子供が小学生2人、来年小学校に入学予定者が1人、その下に1人いるとのことです。

事務局(寺井)

事務局で伺ったところ、40代前半と聞いています。

君塚委員(4番)

畑の耕作もやりたいと言っていた。田舎暮らしが好きみたいです。今は、流山の方で場所を借りて、自分で木工家具の製作をしているとのことです。今度、久我原地先で場所を借りて始めたいとのことでした。

議長(岩瀬会長)

5番についていかがですか。質問がないようでしたら、6番の案件に移りたいと思います。また、途中で5番の案件に対する質問があればその都度お願いします。

それでは、6番について、質問があればお願いします。

藤平委員(6番)

ユリとニンニクを栽培するために盛土をするとのことだが、どの位の盛土を計画しているのか。

君塚委員(4番)

現況が斜面になっているため、平らにするために約10m程度の盛土をしないと平らにならないと思う。

藤平委員(6番)

先に同様のケースで実施した、久我原のその後の経過についてはどの様になっているか。

議長(岩瀬会長)

担当地区なので、分かる範囲でお答えするが、ニンニクを植えてはあったんですけども、草が出ない土だと聞いていたが勿論、たい肥をかなりの量を入れていたが、草が出ていて、ニンニクの収穫をしたかどうかは分からない。たい肥を大量に入れていたから、おそらくニンニクが上手く成長しなかったのではないかと思う。

藤平委員(6番)

久我原地先の案件で、過去に取下げをした経緯があると思うが、それに代わって弓木地区で実施する以前に、久我原地区の方はどうなったのか。

議長(岩瀬会長)

久我原は、真平で日当たりも良いですけども、申請地のような土地で10mも埋め立てをして、ニンニクを植えてもどうなのかということはありませんね。

藤平委員(6番)

悪い方に解釈はしたくないんですけども、ただ単なるニンニクとユリを隠れみのにした中での残土処理ということであるならば、それはいかがかなというふうに思います。その辺を踏まえた中でちょっと疑問視されるところもありますし、どうなんでしょうかね。事務局の方、確か町の方とだいたい権利者と討論されたとうかがっていますが。その辺はいかがですか。

事務局(秋山)

現状、このような計画がでておりますので、最初から疑うのはどうかと考えますが。

藤平委員(6番)

疑いたくは無いんですが、久我原の件について1回、申請があって、取り下げた経緯があり、現状、今伺ったところによりますとあまり芳しくないような話も聞いておるんですけど、そのような中で、新たに弓木の方で事業をやられるということについては、いかがなものかなと、疑念も抱かせるところがありますので、伺ったんですけど。

押元委員(7番)

埋め立てをする土というのは、焼却灰なんですよ、熱を加えているために肥料分もなにもないんですよ。成分表もかつて提出をしていただいているが、作物を植えて芽が出るだけで、生育

はしない。そのような状態ですね。ここに出ている市原市のユリ園、私も行って見ましたけれど膨大な土地へこの砂を埋め立てして、ユリを植えてあるんですけれども草丈が短くて花が咲いている。そのような状況です。まあ、作物を耕作するには大変な手間暇がかかるのではないかと。ただ、今、藤平委員さんが言ったように残土の置き場を確保することが目的のような気もするんですが、それがどうであるかは真意は分からないが。ただ目的が達成できないとせっかく計画した物が台無しになってしまうと思います。

議長(岩瀬会長)

まっ平にしなくても、作物の耕作は可能ではある。

押元委員（7番）

申請地は〇〇牧場さんが土地を所有しているとのことで、〇〇牧場さんは、現在ここを使用しているのか。

君塚委員（4番）

〇〇牧場さんが土地を所有しているが、申請者に全部貸して、〇〇牧場はなにも使用していない。県の方でも現場を確認して調査が終わっているそうです。そのまま、上から残土を埋め立てすれば、傾斜がありますので雨が降った時に土砂が下に流れる恐れがあるため、盛土をして平らにすると計画になっているとのこと。県もある程度認めているとの話を聞いた。

齋藤委員（3番）

藤平委員さんが言われたとおり、その辺のどうも残土処理のように感じられる。ものを植えるのことは言い訳に過ぎないと感じられやすいが、でも他の業者が行っている廃土処理による農地造成と状況は同じだと思う。堀のようなところの農地を高く盛り上げて使いやすくするという方法で、そして持ってきて埋めるものが変な物で無ければ、正常な不純物が混ざっていない土と同じ物だとすれば、埋めてもらう方も安く埋めてもらえそしてまた、処理する方も始末できるため一雫二鳥でお互いに双方が良くなり物事が回るのではないかと思うが、ただ、嘘のような計画を作るのがちょっと引かかるんです。だったら正直に何かを植えやすい農地にしたいとか、でもそれだけでは許可がおりないと、だったらしっかりと植えてもらわないといけないですね。計画どおりに、である程度農業委員会でも年に何回か現場視察に行かなく

てはならないのではないか。そのようにして、申請者が責任を持ってやるようになる。一回許可が下りればなんでも良いと思われる。でも困る。その辺のところを皆さんも良く考えてもらいたい。本当に悪いことではないと思います。現地の報告と添付写真を見ても、相当量の残土が既に入っていて元の田の形が無いとの事ですので、私は許可相当ではないかと思うが、ただ計画どおりに実施されるか見ていくことが必用ではないか。今日、この場所の前を通ったが、以前より綺麗になった気がする。

藤平委員（6番）

崩れた場所は、なおっているのか。

君塚委員（4番）

崩れた場所は、なおっているが、さらに崩れそうな箇所がある。トラックは上がっていきけるが。

齋藤委員（3番）

私としては、許可相当だとは思いますが、ただ権利者は以前の件がありますから、しっかりと実施されていないとのことではまずいかもしれない。

議長(岩瀬会長)

県が現地に來たとのことだが。なぜか。

事務局(秋山)

この土地につきましては以前、林地開発の申請が出されていて、その関係で県の南部林業事務所に権利者が開発の意向を伝えたため、同事務所が現地を見ている。そのときに農業事務所と町産業振興課、環境水道課が同行しています。

議長(岩瀬会長)

その土そのものが全く問題無ければ良いのだが。

事務局(秋山)

再生土は、現状ではどの法律でも制約ができない状況です。

齋藤委員（3番）

現状の地権者が所有する前は、地元の方の所有だったのか。

藤平委員（6番）

ゴルフ場の計画者が所有していたのではなか。その計画が棚上げになったため、現所有者の手に渡ったようだ。地区内でも賛否五分五分だと聞いている。

- 齋藤委員（３番） 再生土には、肥料分が無いとの話だが、どのようなものか。
- 押元委員（７番） 要するに、汚泥を焼却処分したもので、水分や不純物をみんな焼飛ばして残った灰のような砂で埋め立てをしている。
- 藤平委員（６番） 草も生えない。
- 齋藤委員（３番） 自然に戻すと土に戻る性質のものなのか。
- 押元委員（７番） 戻らない。いったん焼却しているから。
- 藤平委員（６番） 小谷松の国道沿いに再生土を入れて、ユリを植えたが花が咲かないで、一夜にして花が咲いた。植え替えているからです。あの土がそうです。今はまた綺麗に花が植えてあるが。
- 齋藤委員（３番） それなら、ぐっとしめれば岩のようになってその上に土を載せれば良いのではないか。
- 浅野委員（９番） 土がサラサラで始末に困る。処理をしていた業者を知っているが、コンベアーから流れ落ちてコンベアーの回転部等に詰まり直ぐ故障するとのことで、短期間で止めている。ものによっては塩分が多く含まれており売れないとのことです。
- 齋藤委員（３番） 塩分が多いのか。
- 浅野委員（９番） 塩分だけは抜けないらしい。そのように聞いている。
- 押元委員（７番） 状況をつぶさに観察するのなら、ユリ園に行けば観察できる。
- 齋藤委員（３番） そのユリ園もお客さんが来ているのでしょ。
- 藤平委員（６番） ユリ園を撤退するとの噂だ。小谷松の国道沿いに花を植えてくれてある。看板は取り外してしまったようだが。
- 押元委員（７番） 見る限りでは肥料成分は全くない。

齋藤委員（3 番）	それなら、粘土土等と混合して使用したら良いのではないか。
押元委員（7 番）	そのような方法を取れば良いかもしれない。でも相当な量が必用ではないか。
齋藤委員（3 番）	サラサラなら、水を含むと砂のようにしまるのか。
押元委員（7 番）	しまらないと思う。
浅野委員（9 番）	本当にサラサラです。
藤平委員（6 番）	問題は流出の問題とかについては、まだ検証もされていないし、大丈夫なんですかね。
齋藤委員（3 番）	その辺は問題ですね。
君塚委員（4 番）	盛土をしないと流出、大雨が降ればしたに流れる。そのため、盛土をしっかりとって防ぐとのこと。また、その一体が同一の地権者のため影響はないとのこと。
議長(岩瀬会長)	その土は、軽石のようですよね。
藤平委員（6 番）	表層雪崩のようなことも危惧される。
齋藤委員（3 番）	仮に大雨等により、埋め立てた箇所が流れ出したら被害になるような箇所はあるか。
君塚委員（4 番）	盛土の下の方ですが、数十年前は田んぼであったと思われますが、今は荒れていて草木が覆い茂っている状態です。
議長(岩瀬会長)	南部林業事務所と町が同行して現地を見に行ったのは、元農地だったから行ったのか。
事務局（秋山）	産業振興課内で、林地開発と農地関係事務を両方扱っているため両方の意味で同行した。林地開発の計画がまだ残っている状態

ですが、取り下げをできる会社が無い状況です。

君塚委員（４番）

対象地はかなり山の中で、住宅は一軒もない。

齋藤委員（３番）

県道からかなり奥にはいるのか。

君塚委員（４番）

今回初めて入ったが、８００m位歩いて行った。申請地までは、トラックが入れる道が出来ている。４ｔ車、大型も入れると思う。入口は舗装になっているが、上にあがると碎石をしいてある広い道がある。

藤平委員（６番）

過去に木材を搬出しているので、大型車が入ると思う。
現地は写真を見ると、南下がりになっているということで良いか。

君塚委員（４番）

そのとおりです。

藤平委員（６番）

流出するとなると、南側の土地になると思うが、説明の中では隣接地の説明はされて無いと書かれていますが。

齋藤委員（３番）

私は、もう少し利用計画書に詳しく記載して欲しい。今日の時点ではどうですかね。簡単にユリを栽培するとのことで許可を取るのはいかがでしょうか。図面にユリの栽培方法を詳しく記載して欲しい。

藤平委員（６番）

雨水がかなり抜けやすいような土質に思えるので、隣接農地の所有者に関しては、特に意見はないとのことだが、意見がないとことは、聞いたか聞いていないかわからないし、その辺はいかがなものか懸念が残る。

齋藤委員（３番）

隣接農地の所有者は〇〇牧場か。隣接地権者は同じと記載してある。

藤平委員（６番）

それは〇〇牧場のみへしか説明していないのか。

齋藤委員（３番）	隣接地権者の同意が得られたと記載があるが、これは誰になるのか。どの番地の地権者か。
藤平委員（６番）	それが明記されていない。
齋藤委員（３番）	これはやはり、農業委員会として毅然とした、きちんと確認をした方がよさそうだ。
藤平委員（６番）	ダメだ、ではないんです。しかるべき、不備は不備として農業委員会もしっかりとした回答をしなくてはならないので、はいそうですかとはい行かない。まして久我原の例がある。取下げをしてそのままではないか。
議長(岩瀬会長)	その件は埋め立ての高さが１ｍ程度のところを３ｍ近く埋めたので、それと同様にやると周りの地権者が困るということで取下げた。だから、農業委員会に１ｍ以下と確約しない限り認められない。
押元委員（７番）	その前に森宮で埋め立てている。〇〇牧場の川側の崩れ落ちた場所を埋め立てている。それが第１号ではないか。その時に成分表が出てきて、見たら殆ど肥料分が無かった。
議長(岩瀬会長)	議会でも問題になっている。
事務局長(吉野)	残土条例の議論がされている。
事務局(秋山)	先ほどの隣接所有者について、調べてきましたので報告させていただきます。申請の周辺農地は全て〇〇牧場の所有となっております。
議長(岩瀬会長)	他人には迷惑がかかる可能性は低いでしょうか。
事務局長(吉野)	そのように思えます。下流は県道までは低いと思われます。
議長(岩瀬会長)	お金をかけて埋め立てをして収入があがるのか。

- 藤平委員（６番） 750 m²程度の場所を埋め立てして、企業なら費用対効果を考えたら、ユリやニンニクではあわないのではないかな。
- 議長(岩瀬会長) 他の目的があるとのことか。
- 藤平委員（６番） そのような疑念を抱かせるような内容だと思う。詮索したくはないですが。計画書にユリやニンニクの収穫量の記載等のしっかりした計画書が欲しい。
- 君塚委員（４番） 農地の埋め立て面積は750 m²程度だが、周囲の法部分(山林)も埋めるので、面積的にはもっと広くなる。
- 齋藤委員（３番） 使いやすい農地にしたいとの理由の方が、すっきりしていると思う。植えるのか植えないのか疑念を持たれるような計画では良くない。
- 議長(岩瀬会長) 平でないので平らにして使いやすくする等ということか。確かに、埋め立てをしなくてもこのまま作付はできる。
- 藤平委員（６番） 齋藤委員さんが言われたように、農地として利用価値を高めたために盛土をするのだと言う申請があるならば、話が少し変わってくる。これだけで見ると、いかにも残土処理のための申請ではないかと、取られかねませんよね。理由をもう一度、書き直して申請してもらいたい。これでは納得を得られない。
- 議長(岩瀬会長) いずれにしろ、これでは結論を出すのは難しいですね。
- 藤平委員（６番） 農地として利用価値を高めたいということで、ま、将来的にはユリなりニンニクなりの作付を考えていると書けば良いのではないかな。
- 猿田委員（８番） 以前の久我原の時の取下げになった時の理由もやはりユリとニンニクだったのか。

議長(岩瀬会長)	その時は、前任の委員だったと思う。
事務局(秋山)	軽微な土地改良の届出が前任の委員さんの時にあって、その他にもう1筆、4条申請の申請がありました。これは、一度受付ましたが、その後取下げをされています。
議長(岩瀬会長)	それは、現状水田のまま残っているところか。
事務局(秋山)	そうです。
議長(岩瀬会長)	その前に埋め立てをしたところは、屋根位高く埋め立てたから問題になった。
山岸委員(10)	もしも、埋め立てた箇所が崩壊した場合に、被害を被る人はいないのか。
君塚委員(4番)	現場をみて、斜面の底の方は全部〇〇牧場の土地になっていて、かなり広い。
山岸委員(10)	現況は農地か。
君塚委員(4番)	現況は農地ではない。荒れています。木も生えています。
藤平委員(6番)	地目は農地か。
君塚委員(4番)	過去は農地であったような感じでした。
山岸委員(10)	被害の危険性について、この埋める土の性質がどんな物か分からないので、何とも言えない。
藤平委員(6番)	以前の成分分析表が参考になるのではないか。
山岸委員(10)	有害物は無いということか。
浅野委員(9番)	有害物は無いと思うが、良いものであれば引き取り手が多いと

思うが。

山岸委員(10)

有害物は無ければ、問題ないと思うが、崩壊した場合の心配だけだと思う。

藤平委員(6番)

そうですね。水持ちの悪い、大雨が降ったら流れてしまいそうな土で埋め立てをして大丈夫なのか。盛土をするから良いというものなのか、我々には判断が難しい。

山岸委員(10)

盛土もどんな物をするのかである。

議長(岩瀬会長)

焼いてあるので、軽石のような感じだと思う。

押元委員(7番)

君塚委員さん、写真に写っている埋め立てをしてある部分は砂利ですか。

君塚委員(4番)

砂利です。

議長(岩瀬会長)

いずれにしても、皆さん方が心配してされる計画上の懸念があれば、その辺の計画を詳しく出してもらうことも可能だと思う。

全面的に反対だと言う事ではないし、埋め立てたことにより問題が発生しなければ良いのだから。追加で不足情報を出してもらうことで、その後検討するしかないのではないかな。

齋藤委員(3番)

では、今日のところは、この案件については審議不十分ということで保留となるのか。

議長(岩瀬会長)

100%ダメと言う事ではなくさらに情報をもらい審議する方向でどうか。

押元委員(7番)

会長。だいぶ議論をしたので、そろそろ議長が取り纏めて頂きたい。

議長(岩瀬会長)

この案件につきましては、本日の結論として、疑問点や追加情報として提出してもらいたい情報の案があればお願いします。ユ

リやニンニクの栽培が順調に進んでいるなら別だが。

それでは、決を採りたいと思いますが、6番についてこのまま
でよろしいと言う方がいましたら挙手をお願いします。

議 場

挙手なし

それでは、一部納得のいかないところがあるので、手直しを
して貰い再度協議することとした方が良いと言う方挙手をお願
いします。

議 場

挙手全員

議長(岩瀬会長)

挙手全員です。

それでは、その辺事務局と相談したいと思います。
いずれにしても、ダメと言う事ではない事で良いか。

議 場

意見等なし

議長(岩瀬会長)

それでは、委員さん全員の結論です。

事務局長(吉野)

方向性をだしていただかなければ、申請者に説明するのに何
を追加提出して貰うか、頂きたい。

議長(岩瀬会長)

いずれにしましても、皆さんがこのままではまずいとのことで
すので、どの辺の手直しをしたらよいのかご意見を頂きたい。

齋藤委員(3番)

一つは、計画上の理由が不十分だと思う。あとは、埋める土
の性質に対して、埋めた後の安全性の面をきちんとしてもらい
たい。普通の土であれば問題はないと思うが、この土の性質が
良く分からなため、土の性質の分かるもの。この土の性質が分
かれば判断できると思う。そのような情報がないと許可相当と
まではならないと思う。そのようなことで、ダメと言う事では
なくて、保留となったと思う。過去にもこのようなケースは何
回もあった。これが総会である。出てきた申請を全て許可する
ことにはならない。不十分な物については安易に許可できな
い。

山岸委員(10)

申請者としては、どこをどのようにしたら良いかとなるのでそ

れを示さなければならないと思う。

齋藤委員（３番）

話が出たことをやって貰うと言う事で良いのではないか。

藤平委員（６番）

土の種類とか盛土の流出とかが懸念されるが、これが絶対的に大丈夫なのかどうか。盛土のへりはどのようにするのが明記されていない。それが必用ではないか。理由についても、ユリとニンニクを植えることよりも農地としての利用価値を高めるための盛土とした方が、受けが良いと思う。

事務局長(吉野)

申請者から搬入土の計量証明書が提出されておりますので、これを皆さんに確認していただきたいと思います。

議長(岩瀬会長)

事務局が資料を用意する間、５分ほどトイレ休憩とします。

議 場

———— トイレ休憩 ————

計量証明書、作付け誓約書、作付け計画書の写しを各委員に配付

議長(岩瀬会長)

それでは、会議を再開します。

事務局(寺井)

配布させていただいた資料は、申請書の添付書類として添付されたものです。

山岸委員(１０)

計量下限値とは、県の基準か。この下限値を下回っていれば問題ないとの見解でよいか。

事務局(秋山)

県の基準ではないと思う。下限値とはこの数値以下であれば問題ないということだと思う。

藤平委員（６番）

脱水ケーキとはどのようなもので、どこから持ってくるのか。

山岸委員(１０)

湖沼の浚渫土と聞いたことがある。

藤平委員（６番）

脱水ケーキだけでは分からない。これがどのようなものなのか。

事務局長(吉野)	元々の発生元等ということか。
藤平委員（６番）	湖底土なのか、下水路の汚泥なのかわからない。
事務局長(吉野)	配付をさせていただきました作付計画書ですが、何をどのように作付するのかという質問がありましたので、配布させていただきましたが、３の埋立て後の作付け計画の中で作目は、ニンニク・ユリと記載されているが、収量のところが空欄であるため記載してもらいたいがいかがか。
藤平委員（６番）	君塚委員の報告では、法面まで全部植えるとの事だが、この計画書は違うのではないか。
事務局長(吉野)	埋め立て自体はもっと広くなる、両脇が山林でありためです。
藤平委員（６番）	それでよいのか。
事務局（秋山）	その件については、伐採届が町に提出されています。
藤平委員（６番）	それで埋め立てても良いのか。
事務局（秋山）	はい。
事務局長(吉野)	農業委員会への申請は農地部分のみの面積で申請されている。
君塚委員（４番）	埋め立てした土が、雨で流失しないようにある程度盛土を高くしないと水平近くまでならない、盛土を上げると山林に掛かると言う事で、そこまで埋め立てをしないと埋め立てをした土地が水平にならない。
藤平委員（６番）	それは分かるが、申請地の周辺の土地を埋め立てて良いのかを確認したかったが、問題ないとのことなのだが、普通に考えるとおかしいようにも思えるが。
山岸委員(１０)	申請地のみ埋め立てをした場合、法面が多くなり台形になって

しまう。それでは、使い勝手が良くないということですね。

猿田委員（８番）

それで隣地の法を埋めるということか。

藤平委員（６番）

それは問題ないということですね。

齋藤委員（３番）

議長、時間もかなり経過しているので、平らにして耕作しやすくするとのことで、契約書には謳っているのでしょうか。問題となっている盛土が普通の土であれば、なにも問題はない。君塚委員が現地確認に行った時の説明では、そこにある土を使用するとの説明だったとの事。

君塚委員（４番）

埋め立ての土は、その土を使用するとの事だった。

齋藤委員（３番）

搬入土の計量証明書を貰ったが、科学的な物質の計量であり土の性質については記載されていない。法面に適しているか適していないか分からないため、少し不十分だと思う。この議件は、かなりの時間を掛けて協議をした。時間があれば協議することは可能だが、本会はまだ他の議案も残っているため、今日のところは難しいのではないかな。

議長(岩瀬会長)

いずれにしろ、結論は次回にするとのことで良いですね。

齋藤委員（３番）

今日のところはこの辺までではないか。

議長(岩瀬会長)

結論は次回と言うことで宜しいですね。

事務局長(吉野)

そうしますと、不足書類の追加提出をして貰うことになるが、作付け計画書の不備部分の補正と、土の性状ですねその部分をもう少し可能な限り情報提出をして貰う。

議長(岩瀬会長)

土の比重なんかもある程度必要ではないか。

事務局長(吉野)

土の比重関係ですね。

議長(岩瀬会長)

軽い土であれば流れってしまうからね。

事務局長(吉野)

土の部分につきましては、もう少し会長、申し訳ありませんご教授お願いします。

議長(岩瀬会長)

この場で。

事務局長(吉野)

後ほど。

議長(岩瀬会長)

いずれにしても、結論は次回に持ち越しとすることとします。
5番については決定で、6番については保留と言う事で良いでしょうか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長 (岩瀬会長)

それでは、番号5については異議ないものと認め6番については保留します。

議案第1号については以上のとおり決定いたしました。

続きまして議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (秋山)

はい。それでは、今、寺井主任主事が席を外しておりますので私の方から説明をさせていただきます。5頁をお開きください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成28年7月22日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 大多喜町農用地利用集積計画(案)別添のとおり 2 公告を予定する日 平成28年7月25日 今回の設定については、6頁から18頁まで、整理番号は28-20から28-25までとなります。それでは、説明いたします。6頁 農用地利用集積計画各筆明細書 整理番号28-20 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 下大多喜地区 地目 田 地積 880 m² 他1筆 合計地積

990 m² 利用計画 田として利用 貸借権での設定で、賃料 2 筆
合計でコシヒカリ 30kg の設定がされております。 ②利用権設定
期間 3 年間 。期間開始日 平成 28 年 7 月 23 日 満了日平成 3
1 年 7 月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 9 月 30 日までに持参払
い。 貸付者 千葉市緑区在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、7 頁

整理番号 28-21 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 板谷地区 地目 田 地積 452 m² 利用計画 畑として利
用 使用貸借権での設定となっております。 ②利用権設定期間 1
年間 。期間開始日 平成 28 年 7 月 23 日 満了日平成 29 年 7
月 22 日 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、8 頁

整理番号 28-22 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 押沼地区 地目 畑 地積 743 m² 利 用計画 畑として
利用貸借権での設定で、賃料 15,710 円の設定となっております。 ②利用権設定期間 6 年 1 か月間 。期間開始日 平成 28
年 7 月 23 日 満了日平成 34 年 7 月 22 日 借賃の支払い期日は
毎年 12 月 31 日までに持参払いです。貸付者 大多喜町在住者
借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、9 頁から 11 頁は同一の案件です。

整理番号 28-23 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 弓木地区 地目 田及び畑 地積 1,414 m² 他 13 筆 合
計地積 7,254 m² 利用計画 田及び畑として利用 使用貸借
権での設定となっております。 ②利用権設定期間 10 年間 期間
開始日 平成 28 年 7 月 23 日 満了日平成 38 年 7 月 22 日 貸
付者 大多喜町在住者 借受者 茂原市在住者。

整理番号 28-24 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 八声地区 地目 田 地積 730 m² 他 2 筆 合計地積 1,
997 m² 利用計画 田として利用 利用貸借権での設定で、賃料
10a 当たり コシヒカリ 1 等米 30kg での設定となっております。
②利用権設定期間 3 年間 期間開始日 平成 28 年 7 月 23 日 満
了日平成 31 年 7 月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 10 月 31 日
までに持参払いです。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町
在住者。

※寺井主任主事着席のため説明者交代。

事務局（寺井）

はい。それでは、13頁をお開き下さい。

13頁から18頁は同一の案件です。

整理番号28-25 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 部田地区 地目 田 地積 671 m²他26筆 合計地積
15,784 m² 利用計画 田及び畑として利用 使用貸借権での設定
となっております。 ②利用権設定期間10年間 期間開始日 平
成28年7月23日 満了日平成38年7月22日 貸付者 大
多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。以上ですが、利用権の設
定を受ける者（借り手）の設定後の経営状況は19頁、20頁のと
おりとなっています。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。
す。

議長（岩瀬会長）

質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

議案第2号については異議ないものと認め、以上のとおり決
定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

（午後4時02分）

議長（岩瀬会長）

それでは、続きまして報告事項について事務局より説明をお
願いします。

事務局（寺井）

21ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の
3第1項の規定による相続の届出について 下記のとおり、
農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったの
で報告する。平成28年7月22日 大多喜町農業委員会会
長 岩瀬貞夫 番号12 所在・番地 下大多喜 地目 田
及び畑 地積 1,469 m² 他5筆 合計地積 6,706 m² 登記原
因・日付 相続 平成28年5月23日 権利者 大多喜町
在住者

番13 所在・番地 小谷松 地目 田及び畑 地積 638 m²
他4筆 合計地積 4,221 m² 登記原因・日付 相続 平成28
年6月29日 権利者 いすみ市在住者

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について 下記の
とおり、農地法第18条第6項の規定による農用地賃貸借権及
び農用地使用貸借権の中途解約に係る通知があったので報告す
る。平成28年7月22日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞
夫 番号5 所在・地番 八声地先 地目 田 地積 730 m²
他1筆 合計地積 940 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人
千葉市在住者 事由 借受人の転居のため、耕作の継続が困難
なため。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。

つづきまして、議事日程6その他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

先ほどの、議案1号 番号6に関する補足ですが。造成計画
ですが、今回事務局へ提出されている資料で、埋立等事業計画
書と言う物が添付されております。こちらにつきましては、あ
くまで、農地法の範疇で計画内容を知るために提出を頂いたも
ので、町の環境水道課に確認をいたしましたところ、今回の埋
め立てで計画されている土質、再生土の場合ですと町に届け出
る必要性がない種類の土だと言う事ですので、現時点では、大
多喜町には小規模埋め立ての届出はでていないとのことです。
以上です。事務局は以上です。

議長（岩瀬会長）

委員の方は何かありますか。

齋藤委員（3番）

前回、西部田の件で県へ申し入れをした件について、県から
何か回答がありましたか。

事務局（秋山）

まだ特にありません。

齋藤委員（3番）

そうですか。

事務局長（吉野）

他に何かありますか。

議 場

異議なしの声あり

事務局長（吉野）

はい。それでは、長時間に渡り慎重審議誠にありがとうございました。本日の総会につきましては、これにて閉会させていただきます。

大変ご苦勞様でございました。

閉 会（午後4時08分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 7月22日

会 長

岩瀬 貞夫



署名委員

齋藤 豊彦



署名委員

君塚 作治



